

平成 19 年 1 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社 りそなホールディングス
代表者名 取締役兼代表執行役社長 水田廣行
(コード番号 8308 東証・大証 各一部)

「自己株式取得枠の設定」ならびに「公的資金優先株式の取得および消却」に関するお知らせ

株式会社りそなホールディングスは、本日開催の取締役会において、下記のとおり自己株式取得枠設定を決議いたしましたので、お知らせいたします。

当社は昨年 6 月 28 日開催の株主総会において取得価額の総額 2,500 億円を上限に自己株式を取得するための枠を設定しておりますが、定款変更により会社法第 459 条第 1 項第 1 号に基づく自己株式取得枠の設定が取締役会の決議で可能となったことを踏まえ、今回取得価額の総額を 5,700 億円に見直すものであります。

また、株式会社整理回収機構に引受けていただいております公的資金優先株式(発行価額の総額 8,680 億円)のうち、乙種第一回優先株式および戊種第一回優先株式(発行価額の総額 5,327 億円)に関し、下記のとおり自己株式として取得することを決定し(取得価額の総額 5,700 億円)、本日、関係当局の承認をいただきましたので、お知らせいたします。

本優先株式の取得は、上記取締役会決議により設定された自己株式取得枠の範囲内で行うものであります。取得いたします優先株式に関しましては、取得後速やかに消却を行う予定です。

なお、残る公的資金につきましても、昨年 5 月 23 日に公表した「公的資金返済に向けた基本方針について」を踏まえ、関係当局の承認を前提として、可能な限り早期に返済を目指してまいります。

記

I. 自己株式取得枠の設定の内容

1. 自己株式取得枠の設定を行う理由

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律に基づく優先株式の取得を行うため、会社法第 459 条第 1 項第 1 号および第 156 条第 1 項ならびに当社定款第 43 条の規定に基づき、取締役会決議により自己株式を取得する枠を設定するものであります。

2. 自己株式取得枠の内容

下記の種類および数の株式を、取得価額の総額 5,700 億円を上限に、自己株式として取得するための枠を設定するものであります。

但し、平成 18 年 6 月 28 日開催の株主総会決議による授権に基づき自己株式の取得を行った場合は、これにより取得した株式数および取得と引換えに交付した金銭の額を、それぞれ上記の上限額より差し引くものといたします。

また、株式を取得することができる期間は、前記株主総会決議による授権の期間とあわせ、平成 19 年 6 月 27 日までといたします。

取得する株式の種類	取得する株式の数	株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容	株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の総額
乙種第一回優先株式	上限 680,000 株	金銭	上限 5,700 億円
丙種第一回優先株式	上限 120,000 株	金銭	上限 5,700 億円
戊種第一回優先株式	上限 240,000 株	金銭	上限 5,700 億円
己種第一回優先株式	上限 80,000 株	金銭	上限 5,700 億円
—	合算上限 1,120,000 株	—	合算上限 5,700 億円

II. 公的資金優先株式の取得および消却の内容

会社法第 157 条第 1 項の規定に基づき、前記 I. 記載の自己株式取得枠の範囲内で、下記のとおり当社優先株式を自己株式として取得するものであります。

なお、取得いたします優先株式に関しては、取得後速やかに消却を行う予定であります。

1. 乙種第一回優先株式

- (1) 取得株式の総数 : 407,798 株
- (2) 取得価額 : 1株につき、719,400 円
- (3) 取得価額の総額 : 293,369,881,200 円
- (4) 取得予定日 : 平成 19 年 1 月 26 日

2. 戊種第一回優先株式

- (1) 取得株式の総数 : 230,424 株
- (2) 取得価額 : 1株につき、1,200,520 円
- (3) 取得価額の総額 : 276,628,620,480 円
- (4) 取得予定日 : 平成 19 年 1 月 26 日

なお、本件取得による現行規制における当社の連結自己資本比率に対する影響は、平成 18 年 9 月末のリスクアセットを基準として試算した場合、2.4%程度となります。本件を踏まえても、現行規制における平成 19 年 3 月末の自己資本比率は 9%を上回る水準になるものと予想しております。

以上